

# S&Uだより

2023年11月10日

(株) マルジン

福井 TEL 0778-27-7200 FAX0778-27-7201

名古屋 TEL 0586-81-1895 FAX0586-81-1896

新潟 TEL 0258-94-5772 FAX0258-94-5773

福島 TEL024-983-3970 FAX024-983-3971

safety & useful 発行 No312

ああ こんな日が続けば 現場でも仕事が進むなあ〜と ありがたい天気の良い日が続いています。今年「暖冬」だというニュースも先日みました。そうはいつでも もうマルジンでは ちゃくちゃくと「スノータイヤへの交換」が進んでいます。現場が 山岳地が多いため 最初に雪に出会い 春済んで 最後に雪とお別れするという私たちですので 早めの準備が必要です。暖かな日差しを受けながら 祈っているのは「どうか あまり雪が降りませんように」「どうか 皆が無事で春を迎えられますように…」なのであります。さて10月1日より インボイスも始まりまして わが社の経理陣は それは大変な毎日です。こちらにも慣れていませんが 領収書を発行する仕入先、もしくは現場で宿泊する旅館や 旅費精算で発生した経費の仕分けなど 思いもよらない作業が増えております。大手の企業でさえ 戸惑うことが多いようですので 大変なのはマルジンだけではないのでなんとか 乗り切っていこうと 奮闘しております。そして あまり知られてはいませんが 10月1日から始まった「ステマ(ステルスマーケティング)規制」というもの、消費者に宣伝と気づかれないような広告・宣伝行為で、不当表示として景品表示違反になるというものです。●広告主がインフルエンサーに 商品の特徴などを伝え、それに沿った内容でインフルエンサーが SNS に投稿 ●広告主からの依頼により、購入者や不正レビューを集めるブローカーが評価を上げるレビューを投稿 ●商品の販売担当者や役員、管理職等、従業員や子会社も含め、その商品の関係者が認知度向上や販促目的で商品画像や照会文を、第三者に成りすまして SNS に投稿・・・等々違反行為が認められると措置命令が行われるようになります。家族の小さな子供たちでさえ おもちゃなどの紹介を食い入るように見て「これがいい」「あればいい」「〇〇が勧めるこれがいい」等と インフルエンサーに推されています。遠く離れた海外にいてさえ スマホの sim さえ入れ替えば まるで日本にいるように「地中海にいます！」「サクラダファミリアです〜」などと SNS で投稿できたりします。高齢の友人ですら寝ても覚めても SNS 発信！という現状ですから 数十年前には まったく想像もつかなかった時代へ突入しているということです。新聞も見ない 紙の書は読まない テレビも観ない(使うけど チューナーレスでネット映像だけでいい) NHK って何それ？ゲームと YouTube があれば平気！Z 世代はもちろん ある程度年齢を積み重ねた人でも 情報も決済も すべてスマホで済ます、という人が増えてきました。前記のステマのように 便利さとともに 弊害も増えています。今年、米保健福祉省は、勧告書で SNS(交流サイト)には若者のメンタルヘルスに悪影響を及ぼす「重大なリスク」があると警鐘を鳴らし、さらなる研究と規制の検討を呼び掛けたそうです。SNS の未成年への影響を踏まえ、米国全体で規制論が一層強くなる可能性もあるようです。SNS の利用は共通の趣味や価値観を持つ人と交流できるなどポジティブな側面もあります。半面、SNS を 1 日平均 3 時間以上使う若者はうつ病のリスクが倍増する警告しました。米国の公衆衛生政策を統括する。勧告書で「10〜19 歳の若者は脳が発達段階にある」と指摘。10〜19 歳の若者はリスクの高い行為を取る傾向にあるほか、うつ病をはじめとした心の病にもかかりやすいと説明しました。インターネットのデメリット 5 つ① 信ぴょう性のない情報②情報の漏えい③著作権・プライバシーの侵害④匿名性の悪用⑤依存性の問題、インターネット上に流れている情報は、どれも同じように見えます。しかしそれが落とし穴で、実際に調査して正確性を期して掲載された情報は思いのほか少ないものです。悪意を持った情報も多く、詐欺サイトへの誘導やコンピュータウィルスのばら撒きなど、危険はあちこちに潜んでいます。自衛手段を何も持たずにインターネットを利用していると、落とし穴に落ちる危険があります。匿名性の高いインターネットでの発言は、つい行き過ぎた表現になることが多くなります。インターネットで発言する際は、送信ボタンを押す前に「これは現実・対面でも堂々と言えるのかどうか」を確認してから送信するよう子供たちにも指導していく事が 必要です。スマホ普及からまだ 10 年ほどしか経っていません。スマホとの向き合い方についてはさまざまな議論がかわされており、明確な答えが確立されていない状況です。したがって、さまざまな記事などで意見を参考にしながら、スマホ・SNS との向き合い方を皆が 学ぶことが大切です。何かトラブルがあった時は 誰かに相談できる そんな身近な人を 家族や社会で構築できることが 大切ですね。

## マルジン 11 月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

## <申し訳ございません、立て込んでおります>

マルジンは 只今、大変混みあっております。ご依頼を頂戴しても「すぐに」というお話はお断りする場合も・・・！  
申し訳ございませんが  
余裕を持っての早目のご依頼を  
今一度お願い申し上げます。

**2023年11月第312回は～R5設計業務等標準積算基準書モノレール～について**

モノレールの架設・運搬の積算基準について、地質調査に限らないのですが、基準書に掲載する工事や委託業務における積算は非常に重要な要素になります。積算を行う際に必要になるのが、ルールを示した『基準書』とそれぞれの作業や物の単価を示した『市場単価』です。それらを実際の作業内容にあてはめながら金額を計算していきます。地質調査の積算に使う基準書は大きく分けて二つです。国土交通省から発行される、『設計業務等標準積算基準書』通称“青本”と呼ばれるものと、一般社団法人 全国地質調査業協会連合会（全地連）が発行している『全国標準積算資料』通称“赤本”です。業界内では、青本・赤本で通じます。記載内容が違ったり片方しか載っていなかったり 青本・赤本のどちらにも記載のない試験や、現場状況に対応した足場及び機材の運搬方法が必要になる場合が少なくないようです。

モノレール架設・運搬の標準的な作業内容など

積算構成	歩掛に含まれる標準的な作業内容	積算上の留意点 別途積算が必要な項目
①モノレール架設・撤去	(往路) 1. 現地見 2. モノレールのルート設定 3. ルート上の地権者との用地交渉、協議 4. 標準的な柴刈り 5. モノレール資機材の保管基地からの現地搬入 6. モノレール、支柱パイプ等の架設 (復路) 1. モノレール撤去 2. 現地の復旧 3. モノレール資機材の現地から保管基地への搬出	・ルート設定及び機材の架設・撤去作業費用一式 ・ルート設定とは、安全性・経済性及び環境保護などを考慮の上、事前に現地を踏査しルート選定すること ・架設のための一般的な条件として、設置されるレールは直線部70%、曲線部30%程度 ・標準的な柴刈りとは、低木・枝落とし・草払いである。伐採(立木や倒木等)は別途積算のこと ・トラック運搬によるモノレール資機材の保管基地～現地の搬入出は、別途積算のこと ・支柱パイプを容易に打ち込めない岩盤、コンクリート、橋上および整地などを必要とする場合は、実情に合わせて別途積算のこと ・沢や道路を横断する際に単管パイプによる足場橋を架設する場合は別途積算のこと
②モノレール機械等損料	1. 設置機材及び運搬機材のレンタル料（レンタル資機材の保守点検費用含む） 2. レールの曲がり伸ばし等、返納のための整備	・モノレール機械等損料には、モノレール資機材等として、運搬機本体台車及びレール部材の一式をレンタルする費用、毎月の保守点検整備費用、及び返納整備費用を含むものとする
④モノレール運搬	1. ボーリング関連資機材のトラックより降した地点～調査地点までの搬入 2. ボーリング関連資機材を調査地点～トラック積込地点までの搬出 3. 試験機器及びボーリング関連消耗品類の搬入搬出	・歩掛に総運搬距離に応じたボーリング資機材等の搬入及び搬出両方の費用が含まれている ・ボーリング資機材には、セメント、ペントナイト、標本箱、燃料等を含む ・原位置試験・物理検層・埋設機器等の試験機材の運搬は別途積算のこと

マルジンの小型・中型モノレールは 地質調査でご利用いただくことが多く 現地状況に沿った積算ができるような 作業基準や単価が掲載される事を望んでいます。

<現場内小運搬における架設・撤去の規格区分>

種別・規格		単位
モノレール運搬	50m以下 総設置距離	箇所
	50m超～100m以下	〃
	100m超～200m以下	〃
	200m超～300m以下	〃
	300m超～500m以下	〃
	500m超～1,000m以下	〃

(注)上記以外は、別途計上する。

<現場内小運搬における機械器具損料の規格区分>

種別・規格		単位
モノレール運搬	50m以下 総設置距離	日
	50m超～100m以下	〃
	100m超～200m以下	〃
	200m超～300m以下	〃
	300m超～500m以下	〃
	500m超～1,000m以下	〃

(注)上記以外は、別途計上する。

令和5年の「治山林道必須」においてはモノレール標準歩掛は以下のように掲載されています

1) 路線選定 (100m当たり)

傾斜区分	30度未満	30度以上	適用
世話役	0.35人	0.45人	
特殊作業員	0.35	0.45	

2) 架設 (100m当たり)

傾斜区分	30度未満	30度以上	適用
世話役	2.0人	2.4人	
特殊作業員	2.0	2.4	
山林砂防工(普通作業員)	6.0	7.2	

3) 撤去 (100m当たり)

傾斜区分	30度未満	30度以上	適用
世話役	1.0人	1.2人	
特殊作業員	1.0	1.2	
山林砂防工(普通作業員)	3.0	3.6	

公共工事設計労務単価としてはモノレール工業協会での対象職種は 山林砂防工、土木世話役、特殊作業員に当たると記載しています。単価については各県の労務単価により算出してください。